

第3次 始良市地域福祉計画

みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり

概要版

2024 ▶▶ 2028



発行年月日
発行
所在地

令和6年3月
鹿児島県 始良市
始良市役所 保健福祉部 社会福祉課
〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
電話：0995-66-3111 FAX：0995-65-7112

地域福祉計画とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で、家族や身近な人々との“つながり”を保ちながら、住民と地域（自治会や校区コミュニティ協議会などの地域団体、社会福祉法人やNPO法人などの事業所やボランティアなど）、行政による相互の助け合い、支え合いの中で、それぞれが役割を持ち、誰もが自分らしく安心して暮らし続けていくことができるようなまちづくりを目指すことを言います。

地域福祉計画は、市の将来を見据えた地域福祉推進の在り方などを定めるものです。

計画の位置づけ

本計画は、始良市総合計画に掲げる基本理念「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり ～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」の考え方を踏まえ、高齢者、障がい者、子ども等に係る各個別計画との整合性及び連携を図り、これらの計画を内包する保健福祉分野の総合計画です。

計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年とします。ただし、3年を目途に見直しを行います。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
第3次始良市 地域福祉計画					

計画の基本理念

みんなで支え合い、尊重し合い、
安心していきいきと暮らせるまちづくり
～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～

始良市では、市民一人ひとりが地域の繋がり的重要性を認識し、支える側、支えられる側という一方的な関係ではなく、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」を実現するため、地域活動に多くの市民が参加し、支え合いの環境づくりを推進し、安心していきいきと暮らすことができるまちを目指します。

計画の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するための方向性を「施策」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「主な取組」として示します。

基本目標 1 “SOS”を見逃さず「安心」を形にする

多様な福祉ニーズについて、“SOS”を見逃すことがないように、情報発信の充実や相談体制の整備に努め、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進します。

【施策・主な取組】

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
 - ➔ 福祉サービスに関する総合的な相談窓口の設置 など
- (2) 地域の福祉課題に関心をもつきっかけづくり
 - ➔ 交流の場を設置 [子ども館(ちるどん)など]、福祉学習、人権学習の推進 など
- (3) 安心できる生活を支える仕組みの整備
 - ➔ 虐待防止体制の充実、自殺対策への取組 など
- (4) 安全に暮らせるまちづくり
 - ➔ 災害時における配慮が必要な方への支援対策、防犯と安全対策の推進 など



基本目標 2 多様化する福祉課題への対応

複雑化・複合化する地域課題の解決のため、重層的支援体制の整備を段階的に実施します。

【施策・主な取組】

- (1) 多様なニーズに対応できる体制づくり
 - ➔ 関係機関との意見交換等を通して、支援に繋げる仕組みづくりを推進 など
- (2) 必要とする人に適切な情報を提供するための取組
 - ➔ 福祉サービスの情報発信の強化と多様な媒体による情報発信の推進 など
- (3) 良質で多様な福祉サービス供給の仕組みづくり
 - ➔ 重層的支援体制(相談窓口の設置、社会参加支援、地域づくりなど)の整備 など

基本目標 3 地域と行政の協働による地域福祉の推進

市民一人ひとりが地域の繋がりの重要性を認識し、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」実現のため、支え合いのできる環境づくりを推進します。

【施策・主な取組】

- (1) 総合的な地域福祉力の強化
 - ➔ 民間福祉事業所等と地域との交流促進 など
- (2) 地域福祉を支える担い手の支援
 - ➔ ボランティア活動に関する情報発信等を通じた活動への参加促進 など
- (3) 地域共生社会の実現に向けた支援
 - ➔ 地域活動の促進に重要な役割を担う地域団体に対する活動支援 など

協働して地域福祉を推進していくために

住民の役割

- 一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚しましょう。
- 子どもから大人まで、そして、高齢者や障がい者など、多様な主体がそれぞれの立場、経験、知識などを活かし、地域住民が役割をもって地域福祉活動の担い手として、積極的に参画しましょう。

地域の組織や団体の役割

- 地域における福祉課題に対して、それぞれの地域の組織や団体が個々に活動するだけでなく、各組織や団体等が特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めましょう。

民間福祉事業所等の役割

- 福祉サービスの提供者として、その専門性を活かし、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者視点の自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした情報提供などに、積極的に取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域福祉の推進を担う団体として、法令制度上の福祉サービスにとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化などを推進し、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進します。

行政の役割

- 地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。
- 住民、地域の組織や団体、民間福祉事業所等、社会福祉協議会など、それぞれが担う役割を果たすことができるよう、情報を提供しネットワーク化を加速させて活動の支援に努めます。

第3次地域福祉計画には、2つの計画、1つの個別取組事項を包含しています。

- ①成年後見制度利用促進基本計画
 - ➔ 成年後見制度に関する広報、相談業務、費用助成などに係る施策を策定
- ②再犯防止推進計画
 - ➔ 犯罪や非行をした人の社会復帰や非行防止などに係る施策を策定
- ③身寄りがない方への支援
 - ➔ 関係機関との連携強化など、課題解決に向けた支援に関する取組を推進